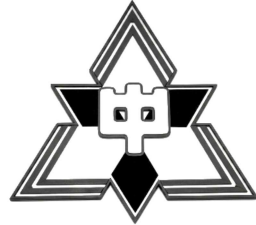


令和8年度新津第二中学校PTA総会要項



- 1 日時 令和8年4月17日（金）～4月27日（月）
- 2 会場 書面審議（Web開催）
- 3 令和8年度PTA役員紹介（PTA総会案内に記載）
- 4 議事
 - （1） 令和7年度PTA活動報告について
 - （2） 令和7年度PTA会計決算報告及び会計監査報告について
 - （3） 令和8年度PTA活動計画（案）について
 - （4） 令和8年度PTA会計予算（案）について

令和7年度新津第二中学校PTA活動報告

	役員会・事務局関係	研修関係	体育・施設関係	各学年・見守り活動関係
4	11日 役員会			
	18日～28日 PTA総会 (Web開催・書面審議)			
5				12日 登校時見守り活動
6		6日 福祉講座(2年) 11日 人権講話(3年) 19日 キャリア教育講演会(1年)		10日 登校時見守り活動
7		4日・11日 高校説明会(3年)		10日 登校時見守り活動
8				
9	13日 新風祭活動支援・補助	24日 マナー講座 (2年)	7日 グラウンド整備作業 →中止	10日 登校時見守り活動
10		27日 生と性の講演会 (2年) 28日 薬物乱用防止教室 (3年)		10日 登校時見守り活動 27日 修学旅行業者選定委員会 (1年)
11	28日 役員会(役員選考委員会)	7日 認知症サポーター養成講座(1年)		21日 進路説明会(3年)
12				
1	16日 役員会(役員選考委員会)			
2	3日 役員選考委員会(候補者合同)			
3	30日 会計監査			12日 2学年保護者会 26日 卒業アルバム選定委員会(R8入学生)

【市P連・区P連・関係機関等関係】

- 4月21日(月) 区P連第1回代表者会
- 5月31日(土) 区P連総会・懇親会
- 6月 7日(土) 市P連総会・研究大会
- 7月12日(土) 市P連役員研修会
- 8月 4日(月) 区P連第2回代表者会
- 3月16日(月) 区P連第3回代表者会

※ 秋葉区青少年育成協議会等、関係機関の会合等への出席

令和7年度 新津第二中学校PTA会計 決算書

1 収入の部

新津第二中学校PTA

	予算額	決算額	予算に対する増減	摘要
繰越金	29,183	29,183	0	令和6年度繰越金
会費	1,533,600	1,422,095	-111,505	【生徒】1・2期月1,000円×529名・8期500円×530名・転入生積算分【教職員】1・2期1,000円×40名・8期500円×39名
雑収入	203	408	205	令和6年度新潟県東部学校給食センター給食会計閉鎖に伴う残余金・生徒会、卒業生会計年度末残金寄附
利息	0	308	308	預金利息
合計	1,562,986	1,451,994	-110,992	

2 支出の部

項	費目	予算額	決算額	予算に対する増減	摘要
総務部費	① 会議費	6,600	6,500	-100	秋葉区PTA連合会参加費補助
	② 分担費	175,000	170,500	-4,500	新潟県PTA活動補償制度会費・新潟市小中学校PTA連合会費・振込手数料
	③ 事務費	3,000	217	-2,783	香典袋
	④ 慶弔費	20,000	10,000	-10,000	香典
	⑤ 研究費	0	0	0	
	⑥ 特設委員活動費	0	0	0	
	小計	204,600	187,217	-17,383	
事業費	① 研修部費	15,000	6,000	-9,000	講演会等講師飲料代
	② 広報部費	0	0	0	
	③ 施設部費	15,000	0	-15,000	
	④ 保健体育部費	0	0	0	
	⑤ 1学年部費	0	0	0	
	⑥ 2学年部費	0	0	0	
	⑦ 3学年部費	0	0	0	
小計	30,000	6,000	-24,000		
助成費	① 行事補助費	10,000	5,336	-4,664	1年生五頭少年自然の家ボランティア経費等
	② 生徒等活動補助	200,000	36,989	-163,011	1年校外学習【五頭】バス代増徴・振込手数料・【茶道部】交流系交流費・会費・市内大会バス・タクシー代補助・振込手数料・2年企業訪問学習バス代増徴・振込手数料・新潟教育アート展出品手数料・新潟県生涯教育研究会出品手数料
	③ 各種教育費	0	0	0	
	④ 活動保険費	399,000	399,880	880	ビジネス（総合賠償責任保険）保険料
	⑤ 選手派遣費	558,500	640,530	82,030	新潟県中学校体育大会参加費【新潟県】新潟県北信越地区大会参加費（陸上）・遠征陸上大会参加費・新潟県吹奏楽コンクール参加費・新潟県吹奏楽コンクール中学生大会参加費・百鬼夜行吹奏楽コンクール参加費・新潟県吹奏楽コンクール参加費・【吹奏楽部】本道の音楽祭 打楽器演奏・新潟県中体連スキー大会参加費・振込手数料・【吹奏楽部】新潟県アンサンブルコンテスト（吹奏楽部）参加費・振込手数料・【吹奏楽部】百鬼夜行吹奏楽コンテスト参加費・新潟県吹奏楽コンクール・百鬼夜行吹奏楽コンテスト）
	⑥ 研究受講費	0	0	0	
	⑦ 学校負担金	150,000	138,470	-11,530	令和7年度新潟県下越地区吹奏楽連盟加盟負担金・令和7年度中学校体育連盟加盟金新潟県中学校委員会負担金・令和7年度新潟県特別支援教育研究会負担金・下越県教育研究会負担金
	⑧ 特設行事費	0	0	0	
小計	1,317,500	1,221,205	-96,295		
雑費	5,000	0	-5,000		
予備費	5,886	0	-5,886		
合計	1,562,986	1,414,422	-148,564		

3 残高の部

(収入総額) 1,451,994円 (支出総額) -1,414,422円 (残高) 37,572円 (残額につきましては次年度へ繰り越いたします)

監査の結果上記のとおり相違ないことを証します。

令和8年3月30日

PTA会計監査委員

阿部 尚子

PTA会計監査委員

中野 保子

令和8年度新津第二中学校PTA活動計画（案）

	役員会・事務局関係	研修関係	各学年関係・登校時見守り活動等	
4	10日 役員会			
	17日～27日 PTA総会（Web開催・書面審議）			
5		※ 教育活動として開催される講演会等について、PTA会員にも随時案内する。	11日 登校時見守り活動	
6			10日 登校時見守り活動	
7			10日 登校時見守り活動	
8				
9	新風祭活動支援・補助			10日 登校時見守り活動
10			修学旅行業者選定委員会 （1年）	13日 登校時見守り活動
11	役員会（役員選考委員会）		進路説明会（3年）	10日 登校時見守り活動
12				
1	役員会（役員選考委員会）			
2	役員選考委員会			
3	会計監査		（2学年保護者会） 新入生卒業アルバム業者 選定委員会（新1年）	

【市P連・区P連・関係機関等関係】

- 4月20日（月） 区P連第1回代表者会
- 5月30日（土） 区P連総会・懇親会
- 6月 6日（土） 市P連総会・研究大会
- 7月11日（土） 市P連PTAづくりラボ（役員研修会）
- 8月 3日（月） 区P連第2回代表者会（予定）
- 3月15日（月） 区P連第3回代表者会（予定）

※ 秋葉区青少年育成協議会等、関係機関の会合等への出席

令和8年度の新津第二中学校PTA事業・会費について

1 PTA事業について（令和7年度からの変更点）

- 新風祭前に行っていたグラウンド整備作業については、令和6・7年度と猛暑のため中止した。
令和8年度についても新風祭前のグラウンド整備作業については実施しないこととする。

2 PTA会費等について

- (1) PTA会費は、これまで通り、年間2,700円（月額225円）を徴収する。単年度会計とし、過不足が生ずる場合は会費納入最終月に調整を行う。

（令和7年度については最終月に調整を行い、2,500円を徴収）

- (2) 令和8年度の選手派遣費については、これまで通り、以下のとおりとする。

- ・ 中体連・吹連主催の大会・コンクールについては、県大会以上の遠隔地開催で出場するの
ものに限り、これまでの「新潟市激励金」等と同額を助成する。
- ・ 市内または近郊で開催される中体連・吹連主催の大会・コンクールに参加する際に、部・
クラブとしてバス等を利用する場合は、1人あたりの交通費の100円未満の端数金額を助
成する。
- ・ 吹奏楽部以外の文化部・クラブが校外での活動に参加する際には、参加費・交通費等を助
成する。

※ 令和9年度からの部活動の**新入部員の募集停止**、令和9年度内の部活動の**段階的廃止**
に伴い、令和9年度からの生徒等活動補助・選手派遣費の部活動（地域クラブ活動）に
関わる助成については廃止する。

- (3) 統合賠償責任保険については継続して加入する。

- ・ 学校管理下中（教育活動、部活動、校外活動等）に生徒が、他の生徒または第三者に損害
をあたえた場合（例：眼鏡の破損等）の賠償に備え、統合賠償責任保険に加入する。

令和8年度 新津第二中学校PTA会計 予算書 (案)

新津第二中学校PTA

1 収入の部

	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
繰越金	37,572	29,183	8,389	前年度からの繰越金
会費	1,506,600	1,533,600	-27,000	2,700円×558人(家庭数+教職員数)× 月/225円
雑収入	0	203	-203	
利息	0	0	0	預金利息
合計	1,544,172	1,562,986	-18,814	

2 支出の部

項	費目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
総務部費	① 会議費	6,600	6,600	0	秋葉区PTA連合会参加費補助・市P連交流会参加費補助
	② 分担費	170,000	175,000	-5,000	新潟県PTA安全互助会費・新潟市小中学校PTA連合会費・振込手数料
	③ 事務費	3,000	3,000	0	各種手数料等
	④ 慶弔費	20,000	20,000	0	PTA会員慶弔
	⑤ 研究費		0	0	
	⑥ 特設委員活動費		0	0	
	小計	199,600	204,600	-5,000	
事業費	① 研修部費	15,000	15,000	0	講演会謝礼等
	② 広報部費		0	0	
	③ 施設部費	15,000	15,000	0	清掃資材、作業飲料代
	④ 保健体育部費	23,300	0	23,300	講演会謝礼(思春期の心身の健康)
	⑤ 1学年部費		0	0	
	⑥ 2学年部費		0	0	
	⑦ 3学年部費		0	0	
	小計	53,300	30,000	23,300	
助成費	① 行事補助費	10,000	10,000	0	新風祭等行事補助、校外学習ボランティア経費
	② 生徒等活動補助	80,000	200,000	-120,000	各種大会参加費補助、出品料、振込手数料
	③ 各種教育費		0	0	
	④ 活動保険費	384,700	399,000	-14,300	ビジサポ(総合賠償責任保険)700円×生徒数・振込手数料
	⑤ 選手派遣費	650,000	558,500	91,500	大会旅費補助※新潟市激励金規定と同額補助
	⑥ 研究受講費		0	0	
	⑦ 学校負担金	150,000	150,000	0	中体連加盟金、各種教育研究団体負担金
	⑧ 特設行事費		0	0	
	小計	1,274,700	1,317,500	-42,800	
雑費	5,000	5,000	0		
予備費	11,572	5,886	5,686		
合計	1,544,172	1,562,986	-18,814		

慶弔規定

この規定は、新津第二中学校のPTA会員並びに在学する生徒の弔慰に関する規定である。

- 一 会員が死亡したときは、金一万円を香典として贈り、代表が会葬するものとする。
- 二 生徒が死亡したときは、金一万円を香典として贈る。
- 三 会員において、火災その他の災害によって住居が半焼半壊以上及び床上浸水一メートル以上の場合は、金五千円の見舞金を贈る。
- 四 生徒が重傷病で一か月以上欠席した場合は、年度ごとに金三千円を見舞金として贈る。
- 五 この規定による経費は、PTA通常会計慶弔費より支出する。
- 六 その他必要な事項については、役員会で協議する。

付 この規定は平成二年四月一日より施行される。
この規定の改廃は役員会で行うことができる。

解説 第三項の半焼半壊以上及び浸水の認定は、関係
所轄官庁の意見を聴き、役員会で決定する。

新潟市立新津第二中学校 P T A 会則

昭和 2 6 年 1 0 月 1 日制定
(省略)

令和 6 年 4 月 2 6 日改正

令和 7 年 4 月 3 0 日改正

第 1 章 総則

第 1 条 この会は、新津第二中学校 P T A と称し、同校に事務局をおく。

第 2 条 この会は、家庭、学校、地域が協力して新津第二中学校生徒の健全な成長を支援することを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 家庭と学校の緊密な連絡と連携に関する事
- 2 生徒及び会員の福利厚生に関する事
- 3 教育環境の整備に関する事
- 4 会員相互の研修に関する事
- 5 その他この会の目的達成に関する事

第 2 章 組織

第 4 条 この会は、新津第二中学校に在学する生徒の保護者と教職員で組織する。

第 5 条 各機関の決定した方針に基づいて行う事業は、役員会が会員有志を召集し、これを掌る。

第 3 章 機関

第 6 条 この会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 特別委員会

第 7 条 総会はこの会の最高議決機関で、毎年 1 回年度当初に開催する。召集はせずに書面にて審議承認する。ただし、会長が認めた時、及び会員の三分の一以上の要求があったときは臨時に開催することができる。

第 8 条 総会で次のことを行う。

- 1 会則の改廃
- 2 役員の報告
- 3 事業報告及び決算報告の承認
- 4 事業計画及び予算の審議決定
- 5 その他必要な事

第 9 条 役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成する。会長が召集し、本会の目的遂行のため次の事項を行う。

- 1 本会の企画、運営に関する事
- 2 会則規定の改廃に関する事
- 3 予算、決算の審議
- 4 正副会長、会計監査委員の選出
- 5 会員及び特別委員会からの事業企画並びに提案事項の審議
- 6 その他、本会の運営に関する重要事項の審議議決、緊急事項の処理

第10条 特別委員会は、会長が役員会に諮り、委嘱する委員及び教職員をもって構成する。役員会の委任事項について審議実践する。また、その任務の終了によって解散される。

第4章 役員

第11条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 副会長 5名 会計監査委員 2名
- 2 幹事 若干名

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表して会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- 3 会計監査委員はPTAならびに諸校費、給食費等の会計を監査する。
- 4 幹事はこの会の庶務会計を行う。

第13条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、会計監査委員は別掲内規によって選出する。
- 2 幹事は保護者、教職員の中から会長が委嘱する。

第14条 役員の仕事は一年とする。ただし、次期改選まではその仕事を行う。

第5章 顧問

第15条 この会に顧問をおくことができる。顧問はこの会の運営一般に関して役員の仕事に依り、意見を述べる。

第6章 会計

第16条 この会の経費には、会費及びに寄付金その他をあてる。

第17条 この会の会費については次のとおりとする。

- 1 会費は1世帯年額2,700円(月額225円)とする。
- 2 単年度会計とし、次年度当初に必要な経費分を繰り越し、最終月分の納入金で調整する。

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

付 則

この会則は改正の日から施行される。